

JABEE 審査の手引き 2025年度版

一般社団法人 日本技術者教育認定機構
(JABEE)

<https://jabee.org>

平均受講時間 70分

- 「審査の手引き」は、審査員等(審査団長、副審査団長、主審査員および副審査員[以上をまとめて審査員という])および審査研修員の業務や留意点などについて記載している。
- 「審査の手引き」をつうじて受審プログラム関係者が認定審査の考え方を理解することにより、認定審査の公平性や透明性を高めることも意図している。
- 「審査の手引き」はすべての審査(学士課程／修士課程／学士修士課程)に共通に適用される。

2. 審査員等の任務と心得／2.2 審査員の任務

- 技術者教育プログラムが、JABEEの認定基準の各項目への適合性を、書面調査(自己点検書および補足資料による調査)、実地審査(遠隔調査および訪問調査)、追加説明書、異議申立書、改善報告書などをもとに根拠を踏まえて判定する。
- 審査の最終的な結果を、審査チーム報告書に取りまとめて分野別審査委員会に報告する。

2.3 審査員の心得 (1/2)

- 技術者教育の改善を教育プログラムと共に行う立場であることを常に意識する。
- 審査を受ける教育機関と対等の立場であることを常に意識する。
- 教育改善の観点から、実質を重んじた常識的な判断をする。
- 教育機関に過度の負担をかけない。
- 審査は、査定や順位付けではないことを認識する。
- 認定基準に基づいて客観的に判断し、審査員の個人的な教育論を持ち込まない。
- 教育機関に対し、個人的な意見を述べたり、指導したりしない。
(文書に記載せず、口頭での言及も避ける。)

2.3 審査員の心得（2/2）

- 審査関係資料に教職員や学生の個人情報が含まれる場合には、同資料の取り扱いに十分注意する。
- 教職員や学生との面談結果を審査結果に反映させる場合には、発言者が不利益を被ることのないように十分に配慮する。
- 審査員倫理規程や守秘義務を遵守する。

JABEEの認定・不認定が申請プログラムや認定プログラムの優劣を示すものではないことに関係者全員が留意し、互いに敬意を払って審査・認定にあたる。

2.4 審査研修員の任務と心得

- 審査研修員は、審査員になるための研修者であり、審査員と同様の経験を積むことが望まれる。
- 主審査員からの指示に基づき、副審査員と同様に自己点検書を調査し、同調査の結果を主審査員に提出するとともに、遠隔調査に参加する。また、審査チーム派遣機関の判断に応じて訪問調査に参加する。
- 審査研修員が提出した調査結果は参考情報として取り扱われる。
- 審査団や審査チームの内部の議論に限り、審査団長や主審査員の了承を得て発言できるが、判定には関与できない。
- プログラム運営組織の教職員等や学生との面談における発言は、認められない。
- 2.3節の審査員の心得を踏まえて行動する。

2.5 守秘義務 (1/3)

審査員等のJABEE関係者は、以下の守秘義務を負う。

- 守秘の対象となる情報を、関係者(JABEE役員、JABEE職員、JABEE各委員会委員、分野別審査委員会委員、審査チーム派遣機関関係者など)以外に漏らさない。
- 審査にかかわる書類の管理(保存や破棄)に十分注意し、関係者以外に情報が漏れる危険性を排除するように努める。
- 審査団構成員や受審校関係者の情報の授受は、原則として、JABEEのWebサイトの「メンバーページ」を介して行う。
- 審査の過程で知りえた他の受審プログラムにかかわる情報についても、同様の守秘義務を負う。

守秘の対象となる情報

1. 審査中のプログラム名、関係学科名、教育機関名(以下「プログラム名等」という)、実地審査の期日、受審校の担当者や責任者の名前など
2. 審査中のプログラムの審査団構成員の個人情報
3. 審査中のプログラムの具体的な審査の印象、状況、認定可否の予想など
4. 過去の審査の担当で知りえた受審プログラムのプログラム名等および受審校の担当者や責任者の名前
5. 不認定となった受審プログラムのプログラム名等
6. 公表前の認定されたプログラム名等
7. 認定されたプログラムの認定有効期間
8. 分野ごとの申請プログラム数
9. その他、進行中の認定・審査に関連して守秘すべき情報

審査関連情報の漏洩防止

- 審査関連情報のやり取りに関しては、情報漏洩が発生しないように十分注意する。
- 審査情報を電子メールの本文や添付ファイルなどでやり取りする場合には、当該ファイルにパスワードを設定したり、プログラム名を伏せたり、符丁を使用するなど、誤操作や通信トラブルなどにより第三者に電子データが渡っても直ちに情報漏洩には至らないように配慮する。

2.6 審査に伴う費用負担と便宜の供与（1/2）

受審校には、原則として、審査料以外の経費的負担をかけてはならない。例えば、以下のような費用は審査団（派遣機関）が負担する。

- 訪問調査に必要なすべての交通費
- 訪問調査期間中の食事代
- 宿泊する場合の宿泊費（教育機関の宿泊施設を利用する場合も含む）
- 教育機関以外で行った審査団や審査チームの会議に関わる会議室使用料

2.6 審査に伴う費用負担と便宜の供与（2/2）

審査のために、社会常識の範囲内で、受審校に依頼できるもの
(その他の費用が発生する場合には、事前に取り決める)

- 審査のための各種資料等の複写や配布などの便宜(訪問調査の参加者人数分を限度とする)
- 会議室など必要な教育機関施設の調査期間中の利用と施錠の便宜
- 教育機関のインターネット環境の利用
- 必要に応じて、教育機関内で使用する専用のPC(Personal Computer)、プリンター、液晶プロジェクターなどの借用
- 複写機や通信設備など教育機関の常設施設の必要に応じた利用
- 昼食の注文やタクシーの手配などの連絡(費用は審査団が負担する)

同一教育機関から複数プログラムの認定申請があった場合の審査方法:

1. 原則として、各プログラムを担当する複数の審査チームにより構成される単一の審査団で審査を実施し、実地審査は共通の日程で実施することが望ましい。
2. 複数の審査チームを複数の審査団に分けて審査を実施することも可能である。その際、実地審査は、共通の日程でも異なる日程でも実施できる。

上記の1と2のどちらの方法によるかは、審査チームの編成に先立ち、教育機関とJABEEが相談して決定し、同決定がJABEEより審査チーム派遣機関に通知される。

4.1 判定の基本的考え方

- JABEEの認定審査は、申請プログラムにおいて、認定基準への適合状況が維持され、教育機関が社会に公表した技術者教育の質が保証されることを、合理的な根拠に基づき確認することである。
- プログラムの適切で継続的な運用を担保できる仕組みや規則の存在を確認し、それらが実効性をもって適切に運用されると判断できる実績および進行中の改善措置や実現可能性の根拠を確認する。
- 認定基準への適合状況に応じて、最長6年間の認定有効期間が与えられるが、適合状況に問題がある場合には認定有効期間が短縮され、次回の審査が中間審査となる。

4.2 認定基準の解釈および適用する審査書類

- 認定基準は「共通基準」と共通基準の一部に補足事項を定める「個別基準」から成る。
- 審査における適合の度合いの判定は、個別基準を加味した共通基準について行う。
- 個別基準(必須事項)
 - － 審査の直接対象とするもの
- 個別基準(勘案事項)
 - － 審査の直接対象とはしないが、共通基準の解釈を与えるもの
 - － 審査項目そのものではないため、審査関係者は個別基準(勘案事項)への適合の度合いを直接確認したり、判定したりしない。

4.3 認定・審査の手順と方法の遵守

- 審査団の業務にあたっては、「認定・審査の手順と方法」に定められた手順と方法に忠実に従う。
- 審査団の独自の判断により、一部の項目を省略する行為や、規定の範囲を逸脱した審査をする行為は認められない。
- プログラムの特別な事情により「認定・審査の手順と方法」に記載された内容の審査ができない場合には、事前に分野別審査委員会やJABEEに問い合わせて、具体的な指示を受ける。

4.4 アウトカムズベースド評価の考え方

- JABEEの認定は、アウトカムズベースド評価の考え方が基本である。
- 学習・教育の成果としてプログラムが掲げる学習・教育到達目標に示す履修生の知識・能力(アウトカムズ)の達成が保証されれば、同達成のための実現方法はプログラムの創意工夫が尊重される。
- JABEEの認定審査は、自由度が高く、多様な実現方法を容認し、個性・独自性を尊重する制度であることに留意する。
- 学習・教育到達目標が明確かつ具体的であり、同目標の達成がいかに保証されているかが認定審査の最も重要な留意点である。
- 審査の過程で疑義が生じた場合には、学習・教育到達目標に掲げるアウトカムズの保証にどの程度かわかる問題であるかが最終的な判断の拠り所となる。

4.5 認定基準の各項目に対する適合状況確認の考え方(1/2)

- 認定基準への適合状況は、自己点検書や実地審査での「プログラム運営組織による認定基準に適合していることの根拠に基づく説明」が妥当と判断できるかどうかによって判定する。
- 自己点検書の精査により、実地審査では、自己点検書では確認できない「学習・教育到達目標の達成を含む学習成果の実態」などに焦点を当てて重点的に調査することができる。
- プログラム運営組織には、認定基準への適合状況が第三者に十分に伝わるような根拠や説明を自己点検書に最大限盛り込み、自己点検書に盛り込めない根拠等の点検に重点を置く実地審査に誠意を持って対応することが求められる。

4.5 認定基準の各項目に対する適合状況確認の考え方(2/2)

- 審査関係者は、敬意を払って自己点検書の内容を調査し、かつ、同調査結果に基づき実地審査にて当該の事項を確認し、認定基準への適合の度合いを公正に判断する。
- 審査関係者は、審査がプログラムの独自性を尊重し、かつ、プログラム運営組織の教育の改善を支援するものとなるように、最大限留意する。
- プログラム運営組織が、認定基準への適合状況をどのような根拠や証拠を用いてどのように説明するかは、プログラム運営組織の主体的な判断に委ねられる。
- 「認定基準の解説」の内容に基づいて審査を行う。

4.6 十分な説明や根拠が示されない場合（1/2）

- 自己点検書の調査により、当該の説明や根拠が不十分であると判断した場合には、プログラム点検書（実地審査前）のやり取りをとおして、プログラム運営組織にその旨を伝え、補足資料（確認したい事項に関する記載・説明のある資料であり、記述形態は任意である）の提供を依頼するなどし、実地審査で確認する項目を可能な限り減らすとともに、実地審査の確認作業を円滑にするようにあらかじめ準備する。
- 実地審査においても確認できない審査項目については、プログラム関係者に十分な説明を求めたり関連資料を調査し、当該審査項目の趣旨に則った何らかの取り組みの実施に対する確認に最大限努める。

4.6 十分な説明や根拠が示されない場合（2/2）

- 実地審査終了時まで、当該プログラムの問題点に関して審査チームとプログラム運営組織の認識が収斂するように留意し、少なくともWやDの判定が残る審査項目については、プログラム運営組織と審査チーム・審査団の間で問題点の認識が共有できるようにする。
- 十分な説明や根拠が示されない状況で、プログラム運営組織と審査団の見解の相違が、実地審査の終了時まで残った場合には、その相違の詳細について最終面談で説明して確認するとともに、プログラム点検書(実地審査後)に詳細に記し、分野内および分野間での調整審議のための判断材料を残すようにする。

4.7 判定結果を決定する際の留意点

- 十分な説明や根拠が示されない場合には、予断や憶測などに基づいて不適切な「上位の判定」(例えば、Wと判定すべきものをSと判定したり、Dと判定すべきものをWまたはSと判定すること)を下さないように留意する。
- 分野別審査委員会やJABEEの認定・審査調整委員会での審議・調整において、不適切な「上位の判定」を厳しい方向に修正することは、プログラム運営組織に対し著しい不利益を与えることになる。
- 不適切な「上位の判定」を下した場合には問題点の重大性が対応可能な時期にプログラム運営組織へ伝わらないため、結果として問題点への対応の機会をプログラム運営組織から奪うことになる。
- 認定基準の意図に対する理解が不十分であるために、確認すべき内容に漏れが生じた結果として不適切な「上位の判定」を下すことのないように、認定基準と当該の解説を熟読して十分に理解することが重要である。

4.8 水準に対する考え方 (1/2)

- プログラムは、修了生が「社会の要請する水準」に達していることを保証する必要がある。
- 学習・教育到達目標や個々の科目の達成目標の水準設定に関する根拠や考え方について、プログラム運営組織による説明が妥当であるかどうかを判断して審査する。
- 認定基準で定める「社会の要請する水準」は、技術者に期待される学士や修士の教育レベルとして適切であるとともに、教育の国際的相互承認等に対応する程度のレベルを指している。
- 水準の妥当性は、プログラムが提供する教育水準の実態を把握したうえで、設定の根拠に関するプログラム運営組織による説明をもとに判断する。教育水準の実態は、学習・教育到達目標と、同目標の達成のための授業科目等の内容や、個々の科目や学習・教育到達目標の各項目についての達成度評価方法および評価基準などを総合的に判断して把握する。

4.8 水準に対する考え方 (2/2)

- 教育水準の目安となりえるものの例
 - ① 日本学術会議による分野別参照基準
 - ② 国内外の学協会によるコア・カリキュラム
 - ③ 当該分野に関連する資格試験の知識・技能項目
 - ④ 国内外の代表的な教科書の内容やレベル
 - ⑤ 国内外の大学等がWebサイト等で公開している教材や試験問題などの内容やレベル
- 水準に関してプログラム運営組織の説明が妥当と判断できない場合には、実地審査の終了までに十分な説明を受ける機会を設け、妥当性を確認するための最大限の努力を払う。
- 実地審査の終了までに両者の合意が得られない場合には、その見解の相違の詳細について最終面談で説明してプログラム運営組織および審査チーム・審査団の双方で相違点を確認するとともに、プログラム点検書(実地審査後)および審査チーム報告書に詳細に記して報告する。

4.9 根拠資料の考え方と準備の目安

- 根拠資料は、プログラム運営組織が整備している規則や仕組みが実効性をもって実施可能であるかどうかを判断するものであり、プログラム運営組織が必要と判断して準備することが基本である。
- 根拠資料が不足していると審査チーム・審査団が判断した場合には、その根拠資料の重要性や必要性に関するプログラム運営組織の認識について十分な説明を求めるとともに、必要に応じて、その根拠資料に代わる説明を求めて見解の一致を目指す必要がある。
- 根拠資料の有無や不足によって機械的に判断するのではなく、認定基準に対する適合性を判断するうえで、どの程度問題があるかという広い視点で総合的に判断する必要がある。
- 学習・教育の成果を示す根拠資料については、プログラム運営組織の負担が過度になることを避けるため、準備する資料の範囲について目安を定めており、審査団はこの範囲を超えて根拠資料を要求してはならない。

- 根拠資料(シラバス、成績原簿、試験問題・答案、レポート、作品、学士論文、高等専門学校・専攻科の特別研究論文、修士論文など)としては、プログラムの全学年次にわたる科目の中で、学習・教育到達目標に対する達成度の評価に必要となる科目について、最近2年分のものを準備するのが原則であるが、達成度評価の適切な実施を確認できる資料が準備されていればよい。
- 「学習・教育到達目標に対する達成度評価に必要となる科目」は、プログラム運営組織が主体的に判断し決定してよいが、主要な授業科目(学習・教育到達目標の達成に主体的な関与のある自己点検書の表4に◎印を付した科目)を適切に含む必要がある。
- 授業科目以外で学習・教育到達目標に対する達成度を評価している場合には、その根拠資料についても必要に応じて準備する。

- 合否判定の境界近傍の成績者の資料は、プログラムが保証する水準を確認するために重要なので、合格判定の最低成績者に対する代表的な資料（プログラム運営組織が当該科目の達成度を適切に評価していることを証明するために必要と判断して抽出したもの）を準備することが原則である。
- プログラム履修生と非プログラム履修生に対して共通に実施される授業科目については、合格判定の最低成績者の資料等の準備はプログラム運営組織の判断により、当該授業科目の受講者全員の成績資料の中から選んでかまわない。ただし、この場合には、当該授業科目の受講生全員の評価方法・評価基準（水準）が同じであり、かつ、当該プログラムが当該授業科目に対して単位取得以外の到達度の点検・評価の条件を設定していないことが必要である。

- 多数回または多種類の試験等の結果で合否を判定している場合には、「それらの試験等の結果をどのように考慮して評価するか」を明確にし、評価に対する重みの大きい主なものについて準備すればよい。
- 「建築系学士修士課程」認定種別の認定審査では、修了生の達成している水準を確認するための根拠資料（成績原簿、設計およびデザインの課題作品、試験問題・答案、レポート、学士論文、修士論文／設計など）として、優れた成果を示す上位成績者、平均的な水準を表す中位成績者、および合否判定の境界近傍で合格となった下位成績者の資料を準備することが原則である。

大学評価等の外部認証機関による第三者評価で認定基準の各項目に対応する認定結果が存在すれば、当該認定結果にかかわる資料の活用により審査の負荷を軽減できる。ただし、当該の外部認証機関の第三者評価でJABEEの審査・認定を用いている場合には、「元となる認定結果の存在しない相互循環的な引用関係」にならないことが必須となる。

4.10 根拠資料の提示方法

- 根拠資料には、自己点検書の添付資料編として提示するものと、実地審査（遠隔調査と訪問調査）の閲覧資料として提示するものがある。
- 添付資料は、自己点検書の必須資料の表1～表6や、記述内容を裏付けるうえで重要であり、時間をかけて調査する必要のある資料などである。
- プログラム運営組織のWebサイト等で外部に公開されている情報については、当該情報の所在を示すURLのみを記載すればよい。
- 実地審査の閲覧資料は、「自己点検書への添付に差し支えのある資料」や「分量の多い資料」などが該当する。
- 分量の多い資料は、代表例を自己点検書に添付し、全体を実地審査の閲覧資料としてもよい。
- 円滑な調査の可能な検索性の優れる構造であれば、紙媒体であっても電子媒体であってもかまわない。
- 付表3に実地審査における遠隔調査と訪問調査の確認項目の目安を示す。

4.10 根拠資料の準備(付表3:遠隔調査と訪問調査の確認項目の目安)

項目			遠隔	訪問	備考
閲覧	シラバス、カリキュラム		○	△	・資料の送付は原則としてメンバーページを使用する。 ・レポートや論文などの長文な文書は、遠隔調査で電子ファイルを閲覧するのが有効である。 ・Web会議用ソフト(Miro等の電子ホワイトボード)で書画カメラ等の資料映像を閲覧するのが有効である。 ・受審校の保有するオンラインシステムを利用した電子ファイルの閲覧が有効である。 ・受審校が開示できない情報を含む資料は当該情報を黒塗りする。 ・オンラインで閲覧できない資料や紙媒体の資料は、訪問調査で確認する。
	成績原簿		△	○	
	試験問題・答案		△	○	
	レポート		○	△	
	作品		△	○	
	学士論文・修士論文		○	△	
面談	JABEE対応責任者やプログラム責任者		○	○	・関係教職員の面談は、Web会議での実施が有効である。 ・履修生の面談は、関係教職員のいない部屋に集合しWeb会議で実施するのが有効である。 ・修了生の面談は、被面談者の都合を優先しWeb会議で実施するのが有効である。 ・学習・教育の成果や水準の実態把握などの重要事項は、訪問調査で確認するのが有効である。 ・被面談者の顔と声が確認できるようにWeb会議のカメラとマイクを設置する。
	プログラム関係者	一般教科教員	○	△	
		専門教科教員	△	○	
		技術職員	△	○	
		教務関係職員	○	△	
	履修生		△	○	
	修了生		○	△	
見学	共通施設（食堂、寮、保健室、図書館など）		○	△	・共通施設は、Web会議で写真、録画または動画を閲覧するのが有効である。 ・プログラム固有の施設では、訪問調査で見学するのが有効である。
	プログラム固有の施設（実験室や工作室など）		△	○	
最終面談			○		・Web会議で実施する。

○印はJABEEが最適と考える調査方法を示しているが、△印の調査方法で実施してもかまわない。また、空白の調査方法は原則として実施しない。なお、JABEEでは、可能な限り遠隔調査で確認することを推奨しているため、上記の表で訪問欄に○印を付した項目についても遠隔調査で十分に確認できると考えられる場合には、できるかぎり遠隔調査で対応することが望ましい。

4.11 実質的修了生による達成度の証明(1/2)

- 実質的修了生とは、認定申請プログラムの履修生が修了時に身につけている知識・能力等を推定できる過去の修了生に対応する認定申請プログラムとほぼ同等の教育を受けて卒業した学生をいい、認定申請プログラムの修了に必要な知識・能力等の70%～80%程度以上が教育されていることを目安とする。
- 新規審査の時点でプログラムの修了生が存在しない(最終学年までの履修生が在籍している)場合には、学習・教育到達目標に照らした実質的修了生の卒業時の知識・能力等に関して確認する。

4.11 実質的修了生による達成度の証明(2/2)

- 具体的には、実質的修了生が受けた教育と認定申請プログラムが提供する教育との異同やその差異が学習・教育到達目標の達成に寄与する程度などについて、根拠資料に基づく説明をプログラム運営組織に求め、実質的修了生が認定申請プログラムの学習・教育到達目標を概ね達成していることを確認する。
- 学習・教育到達目標のうち実質的修了生が達成していない部分があれば、未達成部分を補完するための適切な措置が認定申請プログラムの教育でなされているかを確認するなどして、認定申請プログラム履修者の修了時における学習・教育到達目標の達成が十分に保証できると認められるか否かを判断する。

4.12 認定継続審査における留意点

- 認定継続審査の場合には、当該プログラムに対し、認定基準の全点検項目に関する審査(新規審査や前回の認定継続審査)または中間審査の直近の最終審査報告書の内容を確認し、従来からの問題点を把握したうえで自己点検書に目を通すことが、よりの確で効率的な審査を行うために重要である。

4.13 点検大項目の判定について (1/2)

- 審査団の点検大項目の判定は、原則として当該の点検大項目を構成する各点検項目の中の最も低い判定に一致させる(注1)。

注1:例えば基準2の複数の点検項目の判定のうち最下位の判定がWであれば、原則として基準2の点検大項目の判定はWとなる。

- プログラム点検書(最終面談時)、プログラム点検書(実地審査後)および審査チーム報告書では、必ず上記の原則に従った判定を点検大項目に記入する。
- 審査団が、何らかの理由により、点検項目よりも上位の判定を点検大項目に記入することが妥当であると判断した場合(注2)には、その判断の理由を当該の点検大項目の「指摘事項」の欄に明記する。

注2:例えば、注1の例で、総合的に考えて、点検大項目の判定をWではなくSとするのが妥当であると判断する場合である。

4.13 点検大項目の判定について (2/2)

- 原則に反し、上位の判定が妥当と判断できる例としては、当該点検大項目に含まれる最も低い判定の点検項目の要求事項に関して、学習・教育の成果の保証の観点からそれを補完する有効な取り組みの実施されている場合などがある。
- 中間審査における点検大項目の判定は、原則として、当該点検大項目に含まれる各点検項目のうち、同中間審査の審査項目の点検結果と、前回審査の点検結果(同中間審査の審査項目以外の点検項目)を合わせた最も低い判定に一致させる。ただし、同中間審査の審査項目を含まない点検大項目の判定は不要である。

4.14 中間審査における留意点

- 中間審査は、JABEEが指定した点検項目(審査項目)について審査と判定を行うものであり、前回審査の指摘事項に対する「回答」のみを審査するものではない。すなわち、審査項目に関するプログラムによる自己点検(自己点検書の作成)と審査団による審査および判定は、当該審査項目のすべての要求事項について行う。^(注)その際、前回審査の「指摘事項」または「根拠・指摘事項」で指摘された内容について、特に留意する。

(注) 該当する審査項目は、前回審査でWと判定された項目である。

5.1 学習・教育到達目標の具体性

- プログラムの修了時に達成を保証する学生の知識・能力に関して、何をどの程度達成させるかを明確に示す具体性が求められる。
- 学習・教育到達目標だけでは具体性が不十分な場合には、基準2の項目2.1のカリキュラムに関する事項や、基準3の達成度評価に関連する自己点検書の記述や根拠資料なども確認する。これにより、達成を保証する内容や水準が実質的に明確になっている場合には、実質的に基準1にある程度適合しているとみなして基準1の評価を行う。ただし、学習・教育到達目標の表現が具体性に欠けること自体は問題点として指摘し、判定に反映させる必要がある。

5.2 学習・教育到達目標の周知

- 基準1の「育成しようとする自立した技術者像」および「学習・教育到達目標」の周知については、関係する教員や学生が単に暗記していることを求めているのではなく、学習・教育到達目標に掲げる知識・能力を学生が身に付けることの意義を、プログラムに関係する教員や学生が理解して教育活動や学習に取り組むことを求めている。
- 実地審査では、この趣旨に照らし実態を踏まえて審査を行う。

5.3 基準項目の間の関係（1/2）

（目標の設定）（教育手段）（目標の達成）

基準1－基準2－基準3 の関係について

- 認定基準は、基準1の項目1.2の知識・能力観点(a)～(i)の内容を身につけることができる教育を実施し、同教育の成果が保証されることを求めている。
- 教育の成果を保証するには、基準1で求める学習・教育到達目標の適切な設定、基準2の項目2.1と項目2.2で求める教育方法、および基準3で求める学習・教育到達目標の達成の評価が、有機的に連関して体系的に行われている必要がある。
- 基準2の教育手段や基準3の学習・教育到達目標の達成の評価が、認定基準全体の趣旨に照らして適切かどうかは、学習・教育到達目標の設定が基準1に照らして適切であるかに大きく依存する。

5.3 基準項目の間の関係（2/2）

- 例えば、学習・教育到達目標が基準1に照らして適切に設定されていない場合には、同学習・教育到達目標に基づいて構築される教育手段や実施される達成度評価は、認定基準全体の趣旨から乖離したものになる。また、教育手段に関して、カリキュラム設計や評価方法に問題がある場合には、それに従って行われる達成度評価の基準全体の趣旨に照らした妥当性にも影響を及ぼすことになる。
- 以上の理由から、基準2の項目2.1と項目2.2や基準3の判定にあたっては、基準1への適合の度合い、すなわち、学習・教育到達目標が適切に設定されているか否かをも勘案する必要がある。
- 同様に、基準3の判定にあたっては、基準2の項目2.1と項目2.2への適合の度合いも勘案する必要がある。
- 基準項目間の関連性については、単純に機械的な連動と捉えるのではなく、認定基準全体の趣旨に照らして他の基準項目に波及する問題が存在するか否かを総合的に分析して考える必要がある。

- エンジニアリング・デザイン(以下「デザイン」という)能力の教育は、技術者教育の成果として求められる多くの能力を総合的に発揮して問題を解決する能力(以下「統合化能力」という)の養成が基本となる。
- 「認定基準の解説」の該当部分の説明や、個別基準の勘案事項の内容も踏まえて、当該プログラムで修得させようとするデザイン能力の範囲や水準の妥当性を確認したうえで、当該の達成を保証するための学習・教育が適切に実施され、同達成度が適切に評価されていることを確認する。
- デザイン能力の教育を複数の科目に分担させて行っている場合には、「個々の科目で養成した能力を実際に統合化する能力」を養成しているか否かに留意する。

- 学士論文研究(高等専門学校・専攻科の特別研究を含む総称である)や修士論文研究でデザイン能力の教育を実施している場合には、デザインの対象は何かや、基準1の項目1.2の知識・能力観点(e)に関連したデザイン能力が保証されているか否かなどについて調べ、デザイン能力に関連して設定された学習・教育到達目標の観点から適切な達成度評価が行われていることを確認する。
- 学士論文研究や修士論文研究などのように、多くの教員が分担する形式でデザイン能力の教育を実施している場合には、どの教員が担当する場合でも適切なデザイン能力の教育が可能となる実施方法が採られていることを確認する。

5.5 授業時間の審査について

- 授業時間に関する量的な要求事項は、認定基準(2012年度～2018年度)以降に審査対象から除外されている。
- カリキュラム全体に対する当該分野に関わる教育の量に対する個別基準も、認定基準(2019年度～)以降は定められていない。
- このため、上記の授業時間や教育の量に関する審査を行ってはならない。
- ただし、学習・教育到達目標を達成し、当該分野で求められる技術者を輩出するために、カリキュラムの構成が適切か否かは、従前より共通基準(2019年度以降は基準2の項目2.1)に含まれている。

5.6 プログラム外履修科目の取り扱い(1/2)

- プログラム外の履修科目等(他の教育機関で取得した単位、編入学生が編入学前に取得した授業科目、外部試験の結果など)の単位や結果をプログラムの修了に必要な授業科目等の単位の取得に対応させる単位互換を実施している場合には、単位互換の認定の基準や方法が定められ、それらがプログラムの学習・教育到達目標の達成度評価と整合していることの説明が必要となる。
- 単位互換を認定する該当授業科目等の学習・教育到達目標の達成に対する関与の度合いが低い場合には詳細な説明は不要である。
- 関与の度合いが高い場合には、原則として、プログラム外の履修科目等により保証される達成度を適切に確認したうえで、プログラムが設定するどの授業科目等と単位互換を認定するかが明確である必要がある。

5.6 プログラム外履修科目の取り扱い（2/2）

- プログラム外の履修科目等で保証する達成度を確認する手段としては、シラバスに記載している教育成果や内容に基づく整合性の確認や編入学試験の結果など、現実的に対応可能な範囲で適切な方法を実施していればよいので、他の教育機関等から試験答案を取り寄せるなどの常識をこえる過度の負担をプログラム運営組織に強いてはならない。
- 上記のプログラム外の履修科目等の達成度を確認する手段としては多様な方法が考えられ、プログラム運営組織による多様な工夫の可能性にも留意して、実質を重視した現実的で柔軟な審査を行う。

5.7 シラバスに基づく教育の実施

- 基準2の項目2.2でシラバスに基づく教育の実施を求める趣旨は、シラバスに掲げる各科目の学習・教育の成果を確実に保証することにある。同趣旨にしたがい、総合的に実態を見極めた判断が必要である。
- 例えば、履修生の達成状況を踏まえ、授業の内容や順序に見直しを加え、学習・教育の成果の達成を確実にしようとする改善などは、推奨される取り組みである。したがって、入学時に用意しているシラバスや印刷物として事前に配布したシラバスなどに対して、授業実施の時点までに適切な変更を加えることは望ましい。
- その他の授業実施や評価方法に関する種々の教育的な配慮についても尊重して審査する必要がある。
- シラバスに掲げる学習・教育の成果をいかに保証しているかという視点により実質を重んじて妥当性を判断する。

5.8 履修生の編入学および単位互換に関する 判定結果記入上の留意点

- 基準2の項目2.4や基準3の項目3.1に関して、学生をプログラム履修生として編入学させる具体的な方法や他の教育機関で編入学前に取得した単位に関する評価方法が定められているものの、プログラム運営組織の責任に帰することなく実施例がない場合には、その具体的な方法の妥当性に対してのみ判定を行う。
- 基準2の項目2.4に関して、履修生を入学時に決定するが入学後に決定する制度がない場合や、基準2の項目2.4や基準3の項目3.1に関して編入学の制度や単位互換の制度がなくそれらの具体的な方法も定められていない場合には、当該事項は審査の対象外になる。

5.9 高等専門学校における入学、履修登録、編入学 および転入学に関する判定の留意点

高等専門学校のプログラムの審査では、以下の考え方に基づいて基準2の項目2.4への適合性を判断する。

- 「入学」は、本科1年次への入学とする。
本科の3年次から4年次への進級時における学生の選抜は(仮に実施されているとしても)判定の対象としない。
- 本科での共通教育等を経た後に専攻科への入学時に履修生が確定するので、プログラムへの履修登録に関する判定は専攻科入学にかかわる選抜の具体的な方法の設定、開示および実施について行う。
- 編入学や転入学は、本科や専攻科によらず、プログラムへの編入学や転入学の制度がある場合には、同制度について判定する。編入学や転入学の制度がない場合には、判定の対象としない。

5.10 履修生の異動に関する判定の留意点

- 基準2の項目2.4では、当該プログラムから他のプログラムへの異動に関する要求事項がないので、当該プログラムから他のプログラムへ異動する学生数の多少や異動時期などは審査対象ではない。
- ただし、異動する学生数が常識的な値を超えて多い場合には、プログラムの運営に何らかの問題があると考えられるため、プログラムが改善のための対策を講じているか否かを基準4などで確認し判定する。
- 他プログラムから当該プログラムへの異動については、学習・教育到達目標が達成できるように異動の手続きが定められ実施されているか否かについて、異動後に提供される教育内容なども勘案して審査する。

5.11 継続的改善に対する対応（1/2）

プログラムは、学習・教育到達目標に掲げた学習・教育の成果を保証する必要があり、基準4で定める教育点検や同教育点検に基づく継続的改善の実施が求められる。

これは、継続的改善が教育の質の保証の観点から重要であるという認識に基づくものであり、長期間にわたって問題点が解消されないプログラムは、教育点検や継続的改善に関する点検項目に問題があると考えられる。また、長期間にわたって変更を加えずに同じ教育を継続している場合には、変更を行わないことの妥当性を示す教育点検結果を確認する必要がある。

5.11 継続的改善に対する対応（2/2）

審査では、教育改善の円滑な実施の観点から、以下の点にも配慮し、日常的な継続的改善の取り組みを最大限に尊重することが求められる。

- (1) 学習・教育到達目標の主要部分や根本的な考え方が継承され、プログラムとしての一貫性が維持されており、それが対外的にもわかりやすくなっているか否か
- (2) 継続的改善の過程において、どの入学年度の履修生に対しても適切な学習・教育の機会が提供され、学習・教育到達目標の達成の適切な評価が実施されているか否か

6. 審査団の作業の流れと留意点(1/2)

以下、「認定・審査の手順と方法」の中の「審査の流れ」に記載されている審査団の業務の流れに従って、考え方、補足説明および留意点を示している。なお、審査団の業務の時間的な流れは、「付表1 審査団の標準的な審査日程」に記している。

付表1 審査団の標準的な審査日程

時 期	業 務 内 容	終了日を記入
5月上旬～下旬	審査チーム派遣機関からの審査員や審査研修員への参加要請に回答する。	
6月下旬～7月上旬	委嘱状を受領し、所属部署における必要な手続等を行う（事務手続上、委嘱状の発行が遅れる場合には、審査活動の開始後となることがある）。	
	審査団長は、メンバーページを使用して審査団の全構成員と連絡が取れるかどうかを確認する。	
	審査団長は、遠隔調査と訪問調査の実施期日について審査団の全構成員とプログラム運営組織の都合を確認し、調整のうえ、決定する。	
	審査団長は、審査団の全構成員、JABEE 対応責任者、プログラム責任者および審査チーム派遣機関に対して、遠隔調査と訪問調査の実施期日を通知する。	
	単一の審査チームから成る審査団の場合には、主審査員（審査団長を兼ねる）は、副審査員の中から副審査団長を兼ねる者を指名する。	
7月上旬	自己点検書を受領する。	

6. 審査団の作業の流れと留意点(2/2)

実地審査は、Web会議等による遠隔調査、実際に受審教育機関に赴むく訪問調査およびWeb会議による最終面談の三つで構成される。実地審査の日程を決定する際には、「付表2 実地審査の日程(参考事例)」を参照されたい。

付表2 実地審査
 の日程(参考事例)

日時		作業内容	関係する 基準項目
遠隔調査 1回目 (3.5 時間)	09:00 - 09:30	審査団と教育機関やプログラム運営組織との全体会合 ・関係者の自己紹介 ・学部長や研究科長などの部局長、JABEE 対応責任者、プログラム責任者などの挨拶 ・審査団長や主審査員の挨拶 ・JABEE 対応責任者やプログラム責任者による全プログラムの共通部分に対する説明 ・共通部分に関する上記の説明に対する質疑応答	
	09:30 - 10:30	プログラム関係者との面談(1) ・遠隔調査の日程や内容の最終確認 ・見学や面談の手配状況と遠隔調査閲覧資料の準備状況の確認 ・認定基準に対する適合の度合いを確認できなかった事項についてのプログラム責任者の説明と質疑	認定基準全体
	10:30 - 11:30	履修生・修了生との面談 ・3～4年次の履修生との集団面談 ・修了生との集団面談	1.1、1.2 2.1～2.5 3.1、3.2
	11:30 - 12:30	プログラムの関係教職員等との面談 ・教授や准教授など(常勤講師を含む)との面談 ・助教との面談	1.1、1.2 2.1～2.5 3.1、3.2

6.1～6.3 実地審査前の準備（1/5）

- 遠隔調査、訪問調査および最終面談に対する日程調整に加え、訪問調査のための宿泊施設(必要な場合のみ)、交通機関、会議室の手配などに関する情報提供の依頼は、訪問調査への参加者の要望事項を集約したうえで、審査団長が窓口となり教育機関やプログラム運営組織と連絡を取って行う。ただし、審査チームが単独で訪問調査を行う場合には、主審査員が窓口となる。
- 訪問調査の際の不測事態(急病や事故など)により審査員等が予定どおり参加できない場合などに備えて、審査団の構成員相互間、審査団と教育機関およびプログラム運営組織との間、審査チームと審査チーム派遣機関(またはJABEE事務局)との間などに対し、緊急連絡の手段について事前に取り決めておく。特に、訪問調査の当日が休日の場合には、審査チーム派遣機関やJABEE事務局との連絡が取りにくいことを想定しておく。

6.1～6.3 実地審査前の準備（2/5）

- 遠隔調査は複数日に分けて実施してもよいが、実施時間の合計が7時間を超えないようにする。また、訪問調査は1日で実施するが、実施時間が7時間を超えないようにする。
- 特に訪問調査は時間が限られているため、遠隔調査で可能な限りの確認を行い、事前に十分な準備を行うことに留意する。
- 遠隔調査と訪問調査は、学習・教育の成果に関する水準を含めた実態の把握に加え、教職員や学生などとの面談など、学習・教育の成果の保証の点で重要である。特に、訪問調査では、受審教育機関に実際に出向かなければ入手できない情報の確認に集中すべきである。したがって、自己点検書の書面調査や、訪問調査に先立って行う教育機関やプログラム運営組織とのやり取りや遠隔調査において、可能な限り多くの審査項目の点検を完了しておくことが望まれる。

6.1～6.3 実地審査前の準備（3/5）

- 遠隔調査に先立ち、プログラム点検書(実地審査前)の「未確認事項と手配依頼」のシートを用い、自己点検書の内容に基づいて「確認できた認定基準の要求事項」と「確認できなかった認定基準の要求事項」の仕分けを行う。
- このうち確認できない要求事項については、その確認手段として、「遠隔調査前に提供を希望する補足資料」、「遠隔調査で確認する資料(遠隔調査閲覧資料)」、「訪問調査で確認する資料(訪問調査閲覧資料)」、「遠隔調査での説明者あるいは面談対象者と面談内容」、「訪問調査での説明者あるいは面談対応者と面談内容」を整理する。
- プログラム点検書(実地審査前)は、審査チームの全構成員が個別に作成したものを主審査員および審査団長が集約(不適切な内容・表現の修正や重複の削除なども含む)し、定められた期限までにプログラム運営組織および教育機関に送付し、必要な対応を依頼する。

6.1～6.3 実地審査前の準備（4/5）

- プログラム点検書(実地審査前)の「プログラムからの返答書」シートの内容をもとに「実地審査計画書」シートに必要事項を記入し、実地審査計画を作成する。実地審査計画書では、遠隔調査で確認することと訪問調査で確認することを明示する。遠隔調査と訪問調査では、それぞれの資料確認や面談が、どの審査項目の調査のためのものであるかを明確にし、効率的に調査を行う。
- 必要に応じて、学部長や研究科長などの部局長または学長や学校長などの教育機関代表者との表敬のための面談など、審査項目の調査に直結しない面談等を最小限追加する。
- 末尾の付表2は、実地審査の日程を決定する際の参考として、2回に分けて行った遠隔調査の後に訪問調査を実施する場合の実地審査の事例を示している。実際の訪問調査を行う時間は、訪問調査で確認すべき資料および面談の分量とそれに要する時間や受審教育機関までの交通機関の利便性などを考慮して決める必要がある。

6.1～6.3 実地審査前の準備（5/5）

- プログラム点検書(実地審査前)の作成の各段階において、審査チームの構成員や審査団長との間で情報共有を行う。また、分野別審査委員会やJABEEからの指示があった場合には、情報共有のためにプログラム点検書(実地審査前)を提出する。
- 同一教育機関の複数のプログラムを一つの審査団で審査する場合(一斉審査)には、分野別審査委員会やJABEEからの指示に従い、審査団長の主導のもとに他の審査チームとの情報共有も行う。
- 主審査員は、遠隔調査や訪問調査で確認するまで判定できない審査項目や要求事項を除き、プログラム点検書(最終面談時)への記入を遠隔調査前に完了させておく。
- 審査団長および主審査員は、互いに協力し、最終面談で読み上げる総括報告文を作成する。

6.4 遠隔調査と訪問調査における確認や面談(1/3)

- 遠隔調査と訪問調査における資料等の確認や関係者との面談により認定基準に対する適合の度合いが確認された審査項目については、確認結果を踏まえた判定結果と根拠をプログラム点検書(最終面談時)に随時追記する。
- 訪問調査終了時点ですべての審査項目の判定を終えなくてはならない。また、確認漏れを防止し、異議申し立て等の機会をプログラム運営組織から奪わないために、予断や憶測などに基づく上位の判定はしない。
- 審査チーム報告書の作成に備え、実地審査の調査や面談などの内容を行動記録に記載する。

6.4 遠隔調査と訪問調査における確認や面談(2/3)

- 学生との面談は、学生が認識すべき要求事項にかかわる周知の実態を調べるために実施するものであり、どの審査項目や要求事項に関連して何を確認するかなど、調査すべき審査項目や要求事項を予め明確にして効率的に行う。
- 履修生との面談で十分確認できると考えられる場合には、修了生との面談を行う必要はない。
- 学生との面談は、学生の緊張感を軽減し実態を正確に引き出すために、学生と審査団・審査チームの双方がグループで行う方が望ましい。
- 学生との面談では、プログラム運営組織の教職員の立会いは認めない。また、学生との面談において、学生の達成度を口頭試問などで試してはならない。

6.4 遠隔調査と訪問調査における確認や面談(3/3)

- 学部長や研究科長などの部局長および教職員等との面談を実施する際には、どの審査項目や要求事項に関連して何を確認するかなど、面談を実施する目的を明確にしておく。実態に即した意見を導き出すために、面談は被面談者ごとに個別に行う方が望ましい。また、審査団や審査チームを複数の小さなグループに分けて手分けをすることにより、より多くの教職員と面談を行うことも有効である。

- 各審査項目には、判定結果、同判定の根拠および指摘事項を簡潔に要点を漏らさず記入する。
- 「根拠」欄への記入
 - 判定結果に関わらず、同判定の根拠となる資料や実地審査の事項などを記入する。
- 「指摘事項」欄への記入
 - 「根拠」欄に記入した根拠に基づく問題点および改善に関連する指摘を記入する。また、特に優れた取り組み等の特筆すべき事項があれば記入する。
- 標準的な記入形式は「プログラム点検書・審査報告書」の記入様式(Excelファイル)の中に記載されている。

- プログラム点検書における判定の根拠および指摘事項は、第三者が事後に判定結果の検証を行うことができるように、要点を漏らさず具体的かつ簡潔に記述する。
- 認定基準への適合性に対する十分な説明や根拠が得られない状況で、プログラム運営組織と審査チームや審査団との見解が収斂しない場合には、プログラム点検書(実地審査後)の「審査チームの所見」欄に両者の主張と根拠を詳細に併記し、分野内や分野間での調整審議の際の判断材料とする。
- 点検大項目の判定を原則とは異なるものにすることが妥当であると判断した場合には、その理由を「指摘事項」の欄に詳細に記入し、当該の提案の妥当性を調整審議できるようにする。

6.6 最終面談 (1/2)

- プログラム点検書(最終面談時)は最終面談の前にプログラム運営組織に送付するが、総括報告文は教育機関やプログラム運営組織に送付しない。

※これは、プログラム点検書(最終面談時)の情報のみに基づき、教育機関やプログラム運営組織が実地審査後の対応を行うことが可能であるとともに、総括報告文の内容が実地審査終了時における審査団の見解であり、JABEEの公式な最終審査結果ではないためである。このため、教育機関やプログラム運営組織による最終面談の録音や録画は固く禁じられている。ただし、筆記による記録は認められている。

- 総括報告文やプログラム点検書(最終面談時)の内容は実地審査終了時における審査団の判断に基づくものであり、公式な最終審査結果ではない旨を説明する。

6.6 最終面談 (2/2)

- 必要に応じて、今後、「認定・審査の手順と方法」に記されている手順にしたがって、「追加説明書、異議申立書および改善報告書の内容を考慮した修正」、「分野内での調整」、「JABEEにおける分野間の調整」などを経て認定の可否が決定されることを説明する。
- 手順や規則を客観的に説明するに留め、審査団による予断や、最終的な認定の可否の予想については、決して言及しないように注意する。

6.7 実地審査後のプログラム運営組織とのやり取りと 分野別審査委員会への審査結果報告（1/2）

- 改善報告書の内容を審査結果に反映させる場合には、改善結果が実質を伴うまでに要する時間等や、改善の有効性が受審年度の最終学年の履修生にも及ぶかどうかなどを見極め、総合的に判断する必要がある。
 - 学習・教育到達目標や教育の実施・評価などに関するものは、規則や仕組みの改善が実質的に機能することによって達成されるものであり、実地審査の終了時点からの応急的な対応によって欠陥や弱点を完全に解消することは一般的に困難である。
 - 設備の改善などのように、応急的な措置による改善が可能な場合も考えられる。
 - 受審プログラムが認定された際には、受審年度における最終学年の履修生も認定プログラムの修了生となる点にも留意し、当該修了生に対しても改善策の有効性が漏れなく波及するか否かも見極めて判断する。
 - 改善報告書の内容に対する審査団の判断に関してプログラム運営組織に伝えるべき事項は、審査チーム報告書の当該審査項目の「指摘事項」の欄に記入する。

6.7 実地審査後のプログラム運営組織とのやり取りと 分野別審査委員会への審査結果報告（2/2）

- 実地審査後の追加説明書や異議申立書などの提出を経ても、プログラム運営組織と審査チーム・審査団の見解が収斂しない場合には、審査チーム報告書に両者の主張と根拠を詳細に併記し、後日、分野別審査委員会や認定・審査調整委員会などで調整するための情報を漏れなく記載する。
- 審査結果や審査チーム報告書の内容に関する分野別審査委員会などからの問合せに対応できるように、審査関係資料は整理して厳重な管理のもとに保管しておく。

6.8 審査団としての活動終了後

- 自己点検書、補足資料、追加説明書、実地審査で入手した資料および審査の過程で作成したプログラム点検書や審査報告書などの審査関係書類は、指定された期日まで漏洩のないように保管し、指定された期日までにJABEEおよび審査チーム派遣機関から指定された方法で漏れなく処分する。
- 上記の対応を行った後、指定された方法に従って当該対応の内容を審査チーム派遣機関に報告する。

7.1 プログラム点検書(最終面談時/実地審査後)と審査チーム報告書 〔根拠、指摘事項の記述〕(1/4)

- 判定結果(S、W、D)によらず、全審査項目について判定の根拠となる資料や実地審査で参照した資料および事項を箇条書き等により簡潔に記述する。
- 中間審査の場合には、各審査項目の記述の冒頭に、前回審査時の当該審査項目に関する審査結果を適宜要約して転記する。その際、前回審査と今回審査の各審査結果は行を分け、それぞれに「前回指摘事項」や「今回審査結果」などの見出しをつけて記述する。
- 判定の理由は、「日本技術者教育認定基準」や「認定基準の解説」などの公開文書に記載している認定基準の説明の表現を可能な限り引用し、認定基準の趣旨に即した客観的な表現にする。
- 判定は、当該時点までに確認できた資料や事実のみに基づき決定する。今後入手できると予想される資料や事実および予断や憶測に基づいて、予め「上位の判定」を下すことは厳に避ける。

7.1 プログラム点検書(最終面談時/実地審査後)と審査チーム報告書 〔根拠、指摘事項の記述〕(2/4)

- ・ 判定の種別ごとの指摘は、以下の表記例を参考に記述する。

S(満足)かつ指摘事項がない場合

中間審査以外 丸括弧付の「(なし)」と記入する

中間審査 …により、～に適合している
 …により、～を満たしている

S(満足)かつ指摘事項がある場合

…により、～に改善が望まれる
…により、～に懸念がある

W(弱点)

…により、～が十分でなく、改善が必要である
…により、～について改善が必要である

D(欠陥)

…により、～が存在しないことが明らかである
…により、～について基準に適合していない
…により、～について欠陥がある

－(非該当)

…により、本審査項目は審査対象に該当しない

7.1 プログラム点検書(最終面談時/実地審査後)と審査チーム報告書 〔根拠、指摘事項の記述〕(3/4)

- 点検大項目は、関連する点検項目の判定結果を踏まえて原則に従った判定(S、W、D)を行う。点検大項目が原則とは異なる判定になると審査チームや審査団が判断した場合には、点検大項目の判定は原則に従ったままとし、「指摘事項」の欄に審査チームや審査団が適切と考える判定と同判定が妥当であると判断できる理由を具体的に記載する。
- プログラム点検書(実地審査後)の「審査チームの所見」の欄には、「プログラムの特に優れているところ」、「プログラムの主要な問題点」および「プログラム運営組織と審査チームの間で判定に関する見解の相違が解消されない事項」など、審査結果を総括して審査チームや審査団からプログラム運営組織、分野別審査委員会および認定・審査調整委員会に最も伝えたい事項を記載する。
- 審査チーム報告書の「異議申立書・改善報告書とそれに対する処置」の欄には、異議申立書や改善報告書で報告された異議や改善の内容と当該内容に対する意見や見解を記載する。また、該当する点検項目の「指摘事項」には、異議申立書や改善報告書に対する処置と当該処置の理由を記載する。

7.1 プログラム点検書(最終面談時/実地審査後)と審査チーム報告書

〔審査チームの所見／異議申立書・改善報告書とそれに対する処置〕(4/4)

「審査チームの所見」の欄

〔プログラム点検書(実地審査後)および審査チーム報告書〕

- ・「プログラムの特に優れているところ」、「プログラムの主要な問題点」および「プログラム運営組織と審査チームの間で判定に関する見解の相違が解消されない事項」など、審査結果を総括して審査チームや審査団からプログラム運営組織、分野別審査委員会および認定・審査調整委員会に最も伝えたい事項を記入する。

「異議申立書・改善報告書とそれに対する処置」の欄

〔審査チーム報告書〕

- ・異議申立書や改善報告書で報告された異議や改善の内容と当該内容に対する意見や見解を記入する。
- ・該当する点検項目の「指摘事項」には、異議申立書や改善報告書に対する処置と当該処置の理由を記入する。

7.2 総括報告文(1/2)

総括報告文は、教育機関の長所を十分に評価している旨を伝えたいうえで、認定基準に照らし、認定基準に適合していない点や改善を必要とする点のうち重要なものについて、総括的かつ簡潔に指摘する。

また、プログラム点検書において、特定の点検項目の記入欄に記載することが適切でない全般的な問題点の指摘や俯瞰的で公正な意見なども必要に応じて簡潔に説明する。

なお、各審査項目の判定と当該判定の根拠や指摘事項については、最終面談の前に送付するプログラム点検書(最終面談時)に漏れなく記載しているので総括報告文で言及する必要はない。

総括報告文の標準的な構成を以下に示す。

複数の審査チームで構成される審査団の場合には、審査団長が冒頭の謝辞の表明、教育機関の共通部分にかかわる報告(優れた取り組みや問題点の指摘)、今後の手続きの説明などを行う。

- JABEEの審査に対する協力への謝辞
- 教育機関やプログラム運営組織の教育改善への取り組みに対する見解
- 教育機関やプログラム運営組織の優れた点
- 認定基準に照らした教育機関やプログラム運営組織の問題点についての総括的かつ簡潔な指摘
- 今後の手続き(1週間以内に追加説明書の提出が可能であることなど)

8. 認定・審査における禁止事項 〔学生との面談において試験を行わない〕

- ・ 審査員は、学生との面談において、達成度を直接試す口頭試問のような行為をしてはならない。
- ・ 学生の達成度を評価して保証することは、教育プログラムの責務である。このため、審査員は（直接学生の達成度を評価するのではなく）、プログラムがそれを適切に行っているか否かを審査全体をとおして判断する。

8. 認定・審査における禁止事項 〔教育機関やプログラム運営組織との個別連絡の禁止〕

- 実地審査前の補足資料の提供依頼や、必要な際の宿泊の手配などにかかわる教育機関やプログラム運営組織との連絡は、審査団長や主審査員が集約して行ない、それ以外の審査団構成員は行わない。これは、教育機関やプログラム運営組織の負担を軽減するとともに、情報の錯綜を回避するためである。また、審査過程の透明性を確保する点でも重要である。

8. 認定・審査における禁止事項

〔教育機関やプログラム運営組織との非公式な連絡の禁止〕

- ・「認定・審査の手順と方法」で定める実地審査やプログラム点検書による教育機関やプログラム運営組織との公式なやり取り、あるいは、JABEEまたは分野別審査委員会の指示のもとに実施されるやり取り以外に、審査団構成員が非公式に教育機関やプログラム運営組織と連絡し審査に関するやり取りを行うことは、審査の透明性確保の観点から疑念を持たれる可能性があるので避ける必要がある。

8. 認定・審査における禁止事項 〔審査に無関係な資料依頼の禁止〕

- 実地審査の前に補足資料の提供を依頼したり、実地審査で新たに資料の提示・閲覧を依頼する場合には、認定基準に対する適合の度合いを判断するうえで必要不可欠な最小限のものに限定し、教育機関やプログラム運営組織に無用な負担をかけないようにする。
- プログラム点検書(実地審査前)を取り交わした後に提供を依頼する資料については、当該資料がどの審査項目の判断材料としてどのような趣旨で必要なのかについて、教育機関やプログラム運営組織に対し合理的に説明する必要がある。
- 教育機関やプログラム運営組織は、合理的かつ明確な説明のない資料提供の依頼を拒否できる。

8. 認定・審査における禁止事項 〔録音や録画の禁止〕

- 実地審査では、会話の録音や録画は、教育機関・プログラム運営組織と審査団・審査チームの双方に対して禁止されている。これは、実地審査における議論や判断の内容は、その後の審議や調整の過程において変更される可能性があり、途中の記録が一人歩きすることによる無用な混乱を回避するためである。
- 限定された条件での写真撮影は、以下のように認められる。
 - 教育機関やプログラム運営組織による写真撮影は、審査員等の個人が特定されたり、審査方法の詳細が具体的に残るようなことがない場合には、審査団長や主審査員の許可があれば認められる。
 - 審査団や審査チームによる写真撮影は、審査項目の判定に対する根拠情報として必要不可欠な最小限のものに限り、審査団長や主審査員の責任において認められる。
- 写真撮影を行った場合、そのデータは当該審査以外の目的に使用することを禁止し、プログラム運営組織と審査団は当該審査が終了した際に速やかに破棄する。

8. 認定・審査における禁止事項 〔助言・指導は行わない〕

- 審査団や審査チームの業務は、受審プログラムが認定基準に適合しているか否かを判断することであり、教育機関・プログラム運営組織に対して、具体的にどのように改善すべきかの助言や指導を行ってはならない。
- 強制と受け取られないように配慮したうえで、考えられる改善方法の例示を行うことは問題ない。
- 審査団・審査チームが認定基準の趣旨や考え方を解説することは問題ない。

8. 認定・審査における禁止事項 〔受審校に過度の負担をかけない〕

- 審査料以外の金銭的負担を受審校にかけてはならない。
- 金銭的な負担以外についても、受審校には極力負担をかけない配慮が必要である。
- 例えば、訪問調査で宿泊施設を利用することが必要な場合などに、現地の状況を踏まえた判断のできる受審校関係者に情報提供を求めることは問題ないが、同関係者の負担が可能な限り少なくなるように努めなければならない。

8. 認定・審査における禁止事項 〔不要な記述・発言や非公式な記述・発言は行わない〕

- 実地審査の期間中や実地審査の前後における教育機関やプログラム運営組織とのやり取りなどにおいて、審査団や審査チームは教育の内容や水準あるいは審査の内容などにかかわる不要な記述・発言や非公式な記述・発言を行ってはならない。
- 特に、最終的な認定の可否に関する予断や、所属分野やJABEEにおける調整の見通しの予想などについての記述や発言は、無用な混乱を招く恐れがあるので厳に慎む。
- 審査研修員は、プログラム運営組織とのやり取りや教職員等、履修生および修了生との面談において発言してはならない。

8. 認定・審査における禁止事項 〔プログラム点検書・審査報告書の書式は改変しない〕

- プログラム点検書や審査報告書は、必ず JABEEのWebサイトからダウンロードした当該年度の Excelファイルの書式を改変することなく使用する。
- プログラム点検書や審査報告書の書式を改変すると、分野別審査委員会や認定・審査調整委員会の審議で重大な支障を来たすので、書式の改変は厳に慎む。
- 審査団や審査チームの内部での使用を想定した プログラム点検書(実地審査前)【審査員記入用】 は、適宜、改変してもよい。
- 審査団や審査チームの内部での利用に限定し、プログラム点検書や審査報告書を改変することは可能であるが、提出用の電子ファイルとは完全に切り離して利用する。

審査の手引き 終

必ず当該年度の情報をJABEEウェブ
サイトの「認定・審査」ページから！

審査員による審査や審査研修員としての参加の際には、
必ず当該年度の審査用の文書や様式などを使用してください。

<https://jabee.org>